

# トーマツ チャイナ ニュース

## 中国の投資・会計・税務情報

Vol.144 November 2014

### Contents

#### 投資情報

国家発展改革委員会が「外商投資産業指導目録(意見聴取稿)」を公表 ..... 2

多国籍企業に対し、クロスボーダー人民元建てプーリング及び相殺決済など、集中取引の大幅な規制緩和が進展

～銀発[2014]324号通知の施行～ ..... 5

#### 税務情報

固定資産の加速減価償却の範囲が拡大

～財税[2014]75号の施行～ ..... 10

#### 会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第9回

未私有給休暇 改訂「企業会計準則第9号—従業員給付」の詳細解説 ..... 14

中国業務に関する主なお問合せ先 ..... 16

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願いします。

発行人: 有限責任監査法人トーマツ 中国室  
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟  
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346  
E-Mail: [chinanews@tohatsu.co.jp](mailto:chinanews@tohatsu.co.jp)

## 投資情報

### 国家発展改革委員会が「外商投資産業指導目録(意見聴取稿)」を公表

中国国家発展改革委員会は「外商投資産業指導目録(2011年改正)」(2011年12月24日公布、2012年1月30日施行)以下、「2011年版」と表記)の改正案として「外商投資産業指導目録(意見聴取稿)」(以下、「意見聴取稿」と表記)を公表しました。2014年11月4日から12月3日までの1か月間、国家発展改革委員会のホームページ上での意見聴取が実施されています。

今回の「意見聴取稿」の公表について国家発展改革委員会は、「外商投資産業指導目録」を経済のグローバル化に対応させるためものと説明しています。「意見聴取稿」では製造業及びサービス業を中心に、過去最多の制限類項目の削減や外資の出資比率制限の緩和が行われており、今後の動向に注目が集まっています。

中国において外商投資プロジェクトは「外商投資産業指導目録」により「奨励類」、「許可類」<sup>1</sup>、「制限類」、「禁止類」に分類されています。この分類により外商投資プロジェクトの審査認可権限や外商投資企業の享受可能な優遇政策が決定されています。従来、奨励類に該当する外商投資プロジェクトは他の分類に比べ審査認可が得やすく、税制面においても優遇政策を享受することができました。しかし、近年は審査認可、税制の両面において奨励類に該当することのメリットが縮小されており、外国企業にとっての「外商投資産業指導目録」の位置づけも、中国における事業展開や新規進出を検討時に規制の有無を把握するためのものへと変化しつつあります<sup>2</sup>。

“2011年版”は、1995年に初めて施行されて以来、5回の改正を経て施行されているものです。“2011年版”では、戦略的新興産業や省エネルギー、新エネルギー分野を奨励類として追加する一方で、非環境・非省エネ型業種、生産調整の必要な業種や飽和業種を大幅に削減する“選別的”な外資導入政策が反映されました。今回の意見聴取稿では、“2011年版”改正時と同様の“選別的”な外資導入政策を維持しながら、経済のグローバル化への対応を目的として製造業及びサービス業を中心に制限類項目が現行の79項目から35項目に削減されました。さらに奨励類の自動車電子装置の製造・研究開発関連項目の一部、定期・不定期国際海上輸送業務等に対し要求されていた“合併、合作に限る”または“中国側の持分支配”を規定した旨の記述が削除される等、外資への開放を更に推し進める内容となっています。また、養老機構が奨励類に追加される等、高齢化の加速を見据えた内容も盛り込まれています。

今回の「意見聴取稿」で大幅な見直しが行われた制限類リストの詳細は以下の通りです。

<sup>1</sup> 「外商投資産業指導目録」には、「奨励類」、「制限類」、「禁止類」に該当する外商投資プロジェクトが明記されており、これらに該当しないプロジェクトが「許可類」とされる。

<sup>2</sup> 「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」(国家発展改革委員会12号令)により、奨励類および許可類プロジェクトは、「外商投資産業指導目録」の中持分支配要求があるプロジェクトでなければ、総投資額に関わりなく全て地方投資主管部門(すなわち地方発展改革部門)への届出手続きに変更された。詳細は「トーマツチャイナニュース Vol.139(2014年6月号)」を参照のこと。税制面のメリットとしては、奨励類に該当すれば一定の条件を満たす投資総額内の自家用設備等の輸入にかかる関税が免税となる点がある。

【表 1： 制限類リストの主要な変更点】

意見聴取稿における業種	主要な変更点(一部抜粋)
一、農業・林業・牧畜業・漁業	・希少樹種原木の加工(合弁、合作のみ)、綿花(種綿)の加工を削除。
二、採鉱業	・海洋マンガン団塊、海砂の採掘(中国側の持分支配)等を削除。
三、製造業	・項目数を 32 項目から 7 項目に縮小。 ・農副産物加工業、飲料製造業、石油加工業、化学製品製造業や医薬品製造等の一部または全部を削除。 ・乗用車完成車・商用車及びオートバイの製造(中国側の出資が 50%を下回らない)等を追加。
四、電力・熱エネルギー・ガス及び水の生産と供給	・電力網の建設、運営(中国側の持分支配)を削除。
五、交通輸送、貯蔵及び郵政業	・鉄道貨物輸送会社、出入国自動車輸送会社を削除。 ・付加価値電信業務に対する外資の出資比率制限対象から電子商取引を除外。
六、卸売・小売業	・直接販売・通信販売・インターネット販売、大型農産品卸売市場の建設・経営、音響・映像製品(映画を除く)の流通(合作のみ)を削除。
七、金融業	・保険ブローカー会社を削除等。
(不動産業)	・土地の大規模開発(合弁、合作のみ)等 3 項目すべてを削除。
八、リース及びビジネスサービス業	・法律コンサルティングを削除。(但し、「中国法務コンサルティング」として禁止類リストへ)
九、科学研究及び技術サービス業	・輸出入商品検査・鑑定・認証会社等 2 項目を削除。
十、教育	・高等教育機構、幼児教育(共に合作のみ、中国側主導)の 2 項目を追加等。
十一、衛生、社会サービス	・医療機構(合作のみ)を追加。
十二、文化、体育と娯楽業	・映画館の建設・経営(中国側の持分支配)、大型テーマパークの建設・経営等 4 項目を削除。 ・禁止類である音響・映像製品及び電子出版物の制作業務(中国側の持分支配)を追加。但し、同出版業務は禁止類。

制限類リストが大幅に縮小された業種として、製造業(農副産物加工業、飲料製造業、石油加工業、化学製品製造業や医薬品製造等を含む)、卸売・小売業、不動産業等が挙げられます。卸売・小売業ではインターネット販売等が削除され、医薬品製造では国家免疫計画の予防接種ワクチン等 5 項目全て、及び、不動産業では土地の大規模開発等全ての項目が削除されました。

ただし、中国の産業構造への影響が大きいと考えられる業種の中には、依然として制限類リストに列挙されているものも多く見受けられます。例えば、銀行や保険会社等の金融業、付加価値電信サービスや基礎電信業務等を含む通信業等の制限類項目は、小幅な削減に止まっています。また、教育に対しては制限類リストに2項目が新たに追加されたことに加え、2011年版でも制限類とされている普通高等教育機構に対する外資の出資比率に関する記載が“合作のみ”から“合作のみ、中国側主導”に変更される等、規制が厳格化されています。

また、「外商投資産業指導目録(2007年版)」では奨励類に分類されていたものの、“2011年版”において奨励類リストから削除(許可類に変更)された完成車の製造は、今回の“意見聴取稿”では制限類に変更されており、この変更に合わせて“中国側の持分は50%を下回ってはならない、同一の外国投資者は国内に2社以下の同類(乗用車類、商用車類、オートバイ類)完成車製品合弁企業を設立することができる”旨の記載が追加されました。これは、現在有効な「自動車工業産業政策」(国家発展改革委員会令第8号 2004年5月21日公布、同日施行)の記載をそのまま導入したものであり、実質的な規制内容には影響しないものと考えられます。当局関係者の発言等から、完成車の製造にかかる外資の出資比率規制が緩和に向かうとの見方もありましたが、少なくとも今回の“意見聴取稿”では中国の国内ブランドの成長促進を優先し、現状を維持した形となっています<sup>3</sup>。

今回の意見聴取を踏まえ、今後正式な公表が予想される改正版の動向に注目する必要があります。

---

<sup>3</sup> 2011年版によれば完成車の製造は許可類であり外資比率に関する記述はないが、「自動車工業産業政策」(国家発展改革委員会令第8号 2004年5月21日公布、同日施行)により中国側の出資比率が50%を下回ってはならない旨が定められている。

## 多国籍企業に対し、クロスボーダー人民元建てプーリング及び相殺決済など、集中取引の大幅な規制緩和が進展 ～銀発[2014]324号通知の施行～

2014年に入り、クロスボーダー・キャッシュ・マネジメント取引に関する規制緩和が大幅に進展しています。中国(上海)自由貿易試験区(以下“自貿区”と省略)では既に、「自貿区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通知」(銀総部発[2014]22号、以下“自貿区22号通知”と表記)及び「自貿区建設を支持する外貨管理実施細則の公布に関する通知」(上海匯発[2014]26号)が施行されています。これにより、自貿区企業を幹事企業とする中国国内外のグループ企業間において、クロスボーダー人民元建て取引ではプーリング及び經常項目の集中決済(集中受領・支払い)が認められ、更に外貨建て取引では相殺を含む經常項目の集中取引及び資本項目の集中取引(外債限度枠の集中など)が可能となるなど、クロスボーダー・キャッシュ・マネジメント取引において、大幅な規制緩和が進められています<sup>4</sup>。

また、多国籍企業に対しては、「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)」(匯発[2014]23号)が2014年6月1日より施行され、外貨建て取引において同様の經常項目及び資本項目の集中取引が中国全土において認められています<sup>5</sup>。

今般、「多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務展開に関する通知」(銀発[2014]324号通知、以下“324号通知”と表記)が2014年11月1日より施行され、多国籍企業が行うクロスボーダー人民元建て取引に対しても、プーリング及び相殺を含む經常項目の集中取引が中国全土において開放されました。これにより、外貨建て取引に加えて人民元建て取引においても、中国全土でクロスボーダーでの資金集中取引が認められたことになり、画期的な規制緩和が進展しています。

324号通知では、クロスボーダー人民元建て取引を実施するために、多国籍グループ企業の取引規模、プーリング資金の使途及びプーリング資金の海外からの流入可能金額の上限などについて、厳格な要件を設定しています。

一方において、324号通知では、自貿区22号通知が容認しなかった人民元建ての相殺決済が認められています。更に自貿区22号通知では、幹事企業に自貿区企業を指定しなければならない点が、多国籍企業において最大のネックとなっていました。しかし324号通知により、幹事企業は中国国内のいずれの所在地でも認められることとなったため、自貿区外に設立された財務公司や管理性公司など、グループ企業内のキャッシュ・マネジメントに最適な企業を幹事企業として選定することが可能となった点にメリットがあります。

324号通知では、中国国内メンバー企業に対し、前年度の営業収入合計が50億元以上を要求するなど、厳しい適用要件を定めていますので、当該人民元建てキャッシュ・マネジメント取引の実施可能企業は限定されていると考えられますが、該当企業には同通知の活用を検討するに値すると考えられます。

<sup>4</sup> 参照資料:「トーマツ チャイナ ニュース Vol.138号(2014年3月)」。

<sup>5</sup> 参照資料:「トーマツ チャイナ ニュース Vol.140号(2014年5月)」。

324号通知の詳細は、以下の通りです。

### 1. クロスボーダーでの人民元建てキャッシュ・マネジメント取引の前提条件

324号通知では、自貿区22号通知の適用も可能な場合には、324号通知と自貿区22号通知のいずれか一つを採用することが可能ですが、且つ、一旦選択すれば変更はできませんので、324号通知と自貿区22号通知との比較を通じて、324号通知の特徴を説明します。

まず、324号通知にクロスボーダー人民元建てプーリング及び経常項目の集中取引を行うグループ企業は、以下の要件を充足する必要がありますが、自貿区22号通知と比較し、当該取引を実施するグループ企業の出資比率などが明確化されている点が特徴的です。

項目	自貿区22号通知	324号通知
<b>多国籍企業</b> (中国語: 跨国公司) に対する要件	多国籍グループ企業とは、資本関係を主要な基礎として(中国語: 以資本關係為主要聯結紐帶)、中国国内外の親会社、子会社、持分会社等の投資性関連関係を有するメンバーが共同で構成するグループ企業を指す  (出資比率制限に関し、特段の規定なし)	多国籍グループ企業とは、資本を基礎として(中国語: 以資本為聯結紐帶)、中国国内外の親会社、子会社、持分参加(中国語: 参股)会社及びその他のメンバー企業が共同して構成する法人連合体を指す  更に、以下要件に該当する企業を含む <ul style="list-style-type: none"> <li>● 親会社</li> <li>● 持分比率51%以上の企業</li> <li>● 親会社、持分比率51%以上の子会社が単独或いは共同で持分比率20%以上を有する企業</li> <li>● 持分比率は20%未満だが、筆頭株主の地位にある企業</li> </ul>
<b>メンバー企業</b> (中国語: 成員公司) に対する要件	— (特段の規定なし)	中国国外メンバー企業: <ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外での経営期間が3年以上</li> </ul> 中国国内メンバー企業: <ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の全要件を充足すること</li> <li>- 経営期間が3年以上を有する</li> <li>- 地方政府融資プラットフォーム、不動産業界に属さない</li> <li>- 輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リストに組入れられていない</li> </ul>

## 2. クロスボーダー人民元建てプーリング

### (1) プーリングを行うための適用要件

クロスボーダー人民元建てプーリングを行う際には、上記の要件に加えて、以下の通り、中国国内メンバー企業に対し、前年度の営業収入合計が50億元以上を要求するなど、厳しい適用要件を定めています。

項目	自貿区 22 号通知	324 号通知
メンバー企業 (中国語: 成員公司) に対する要件	— (特段の規定なし)	中国国外メンバー企業: ● メンバー企業の前年度の営業収入合計が10億元以上 中国国内メンバー企業: ● メンバー企業の前年度の営業収入合計が50億元以上
幹事企業 (中国語: 主弁企業) に対する要件	幹事企業とは、自貿区内に登録、設立され、実際に経営或いは投資している企業を指す (財務会社を含む)	幹事企業とは、中国国内に登録、設立され、独立法人格を有し、実際に経営或いは投資している企業を指す (財務会社を含む)

### (2) プーリング資金に対する制限

324号通知ではプーリング資金に対しても厳格な制限を設けています。中国国内グループ企業に対するプーリング資金は、生産経営及び実業投資活動で得られたキャッシュフローを原資とすることを求めています<sup>6</sup>。また非メンバー企業に対しての委託貸付も認められていません。

更に、海外からのプーリング資金の純流入金額は、プーリング計上所有者權益、すなわち国内メンバー企業の所有者持分合計に、人民銀行が定めた政策係数を乗じた金額を上限としています。現時点では、海外からの投機資金流入の警戒を背景に、同政策係数は 0.1 とされており、純流入額の上限は極めて厳しく設定されています。

項目	自貿区 22 号通知	324 号通知
プーリングに 利用可能な資金	企業の生産経営及び実業投資活動で生じたキャッシュフローのみ * 融資活動により発生したキャッシュフローは、当面は使用不可	企業の生産経営及び実業投資活動で生じたキャッシュフローのみ
プーリング資金使途 の制限	— (特段の記載無し)	● 有価証券、金融デリバティブ商品及び非自社用不動産への投資は不可 ● 理財商品の購入及び非メンバー企業への委託貸付は実行も不可

<sup>6</sup> 324号通知では、当局宛の登記(中国語: 備案)手続き書類上に、企業が当該原資の妥当性を保証する旨の記載を要求するに止まっている。



<b>プーリング資金の 制限金額</b>	— (特段の記載無し)	人民元建てプーリング資金の純流入金額は以下の計算式により上限を設定： ● プーリング資金の純流入金額＝ プーリング計上所有者権益 × マクロプルーデンス政策係数 * 現在、マクロプルーデンス政策係数は 0.1 * プーリング計上所有者権益＝ Σ (国内メンバー企業の所有者権益 × 多国籍グループ企業の持分比率) (尚、純流出金額に対する制限は現状なし)
--------------------------	----------------	---

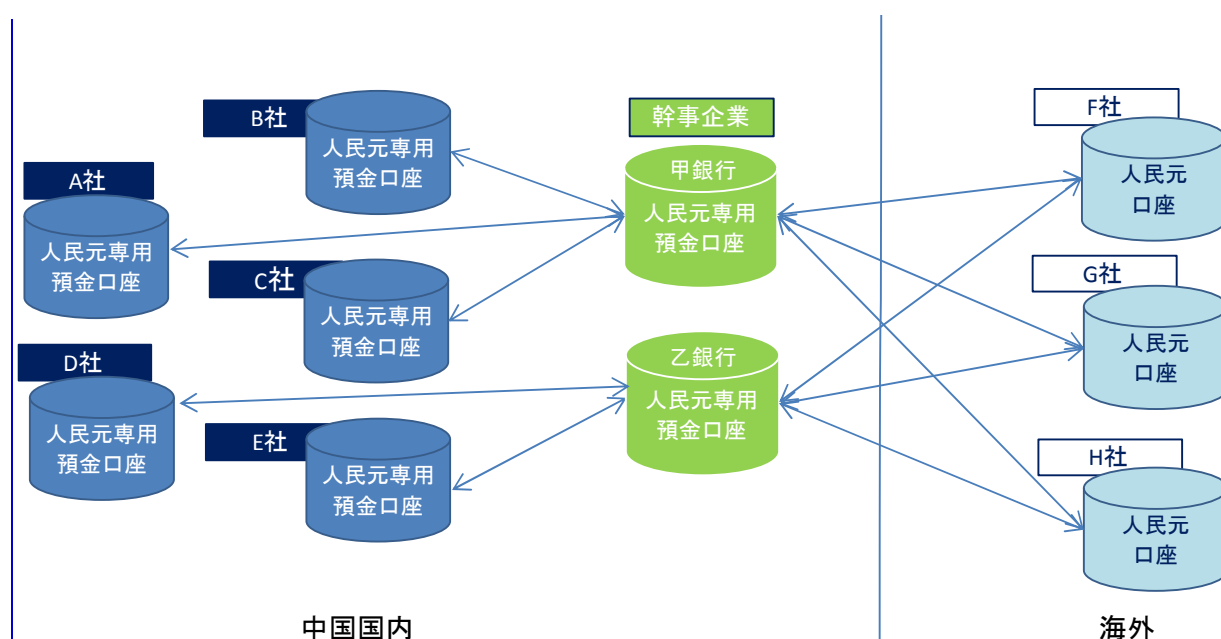
### (3) プーリングを実施するための手続き

324 号通知ではプーリングの実施に当たり、幹事企業がその登録所在地において国際決済業務能力を有し経験豊富な銀行 1 行を決済銀行として選択した後、同行経由で所在地人民銀行(副省級都市中心支行以上の支店)宛に人民元専用預金口座を開設する為の届出を行う旨を新たに要求しています。

一方、従来はプーリング口座は 1 口座のみの開設に限定されていましたが、324 号通知により、人民銀行(本店)への届出を経て、複数のプーリング口座の開設が可能となっています<sup>7</sup>。但し、中国国内の同一企業は 1 つの資金プールにのみ参加します。

これにより、中国国内外のグループ企業において、以下のようなプーリング取引が可能になるものと考えられます。

#### 【クロスボーダー人民元建てプーリングの取引図】



<sup>7</sup> 但し、幹事企業が複数のプーリング口座を開設した場合、当該口座間での資金移動の可否について、324 号通知では定められていない。



### 3. 経常項目クロスボーダー人民元建て集中取引

324号では経常項目(貿易取引、サービス貿易取引)のクロスボーダー人民元建て集中取引についても、定めており、多国籍グループ企業は幹事企業或いは別途選択した他のメンバー企業を通じて、当該企業の登録所在地で、決済銀行を選択し人民元決済口座を開設することにより、集中決済が可能であり、複数口座の開設も可能です。

更に、集中決済に加えて、自貿区22号通知では許容されなかったクロスボーダーでの相殺決済も認められており、以下のいずれの方式も可能としています。

- グループ企業の受領・支払い総額の相殺差額に基づく決済
- メンバー企業の受領・支払金額の個別相殺差額に基づく決済

尚、財務会社が幹事企業となる場合、クロスボーダー人民元資金集中運營業務とその他の業務(自社の資産負債業務を含む)の分離記帳が求められますので、注意が必要です。

但し324号通知には自貿区22号通知と同様に、クロスボーダー人民元建て集中決済について、詳細な規定が定められていません。更に、相殺決済は324号通知により新たに認められた取引でもあり、実務面での不明点がより多く存在します。

すなわち、324号通知ではメンバー企業は締結した“集中決済協議書”に基づき業務を展開し、各自が真実性の責任を負う旨や、当該集中運營業務を行う決済銀行は業務操作規定を制定し、人民銀行宛に登記しなければならない等の定め以外に、集中決済及び相殺決済に関する具体的な手順が不明な状態です。従いまして、実務運用において、更なる補充通達の公布が望まれます。

### 4. まとめ

324号通知により、クロスボーダー外貨建て取引に加えて人民元建て取引に対しても、プーリング及び相殺を含む経常項目の集中取引が中国全土に開放され、画期的な規制緩和が進展したと考えられます。これにより、グローバル規模での効率的なグループ企業間キャッシュ・マネージメントの可能性が人民元建てにおいても広がることから、当該規制緩和の利用は検討の価値があると考えられます。

その一方で、当該取引を行うためにはメンバー企業の前年度の営業収入合計が50億元以上など相応の取引規模が求められるなど、当該取引を実行できる企業は極めて限定されている点に加えて、海外企業からの流入金額に対して厳格な上限が設定されている点にも留意が必要です。また、相殺決済を含む集中取引の具体的な手順を始めとして不明な点が散見されており、補充規定の公布など、実務操作面での一段の明確が望まれます。

更に、自貿区22号通知では容認されていた一定要件を満たすグループ外企業との経常項目の集中決済が、324号通知では認められておらず、その適用範囲はグループ内企業間に限定されています。また外貨建て資金集中取引では、自貿区内外を問わず、経常項目だけでなく資本項目の集中取引まで認められています。このため、グローバル規模でのより一層効率的なキャッシュ・マネージメントの実現には、更なる規制緩和が望まれます。

## 税務情報

### 固定資産の加速減価償却の範囲が拡大 ～財税[2014]75号の施行～

2014年10月20日付けで「固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策の完備に関する通知」(財税[2014]75号、以下“75号通知”と表記)が公布され、2014年1月1日から遡及適用されています。

これまでも“技術の進歩により、製品のモデルチェンジが速い固定資産”、“常に振動が強く腐食しやすい状態に置かれている固定資産”<sup>8</sup>、或いは“固定資産の見積耐用年数が規定の最短耐用年数よりも短いことを証明する十分な証拠がある場合”等<sup>9</sup>において、減価償却期間の短縮や加速減価償却の採用を認めています。また、ソフトウェア産業、集積回路産業に対する減価償却期間の短縮<sup>10</sup>など、特定業種を対象にした加速減価償却も規定されています<sup>11</sup>。

今般75号通知では、固定資産に対する加速減価償却を新たにバイオ医薬品の製造、専用設備の製造、通信・ソフトウェア・情報技術サービスを含む6業種に認めています。また、これらに加えて、全ての企業に対する少額固定資産の一括償却を認めるなど、その適用範囲が更に拡大されています。

75号通知の詳細は以下の通りです。

#### 1. 75号通知の概要

75号通知では、特定6業種にのみ認められる償却方法と全業種に対して認められる償却方法に大別されます。

##### (1) 特定6業種に認められる償却方法

特定6業種(①バイオ医薬品の製造、②専用設備の製造、③鉄道・船舶・航空機その他の輸送設備の製造、④コンピューター・通信機器その他の電子設備の製造、⑤計測設備の製造、⑥通信・ソフトウェア・情報技術サービス)に対しては、減価償却に関し、以下の優遇政策を定めています。また、同業種に該当する小規模企業に対しては、上記に加えて、更に一括償却などの措置を認めています。

対象企業	対象設備	減価償却の方法
特定6業種に属する 全ての企業	2014年1月1日以降、 新たに購入した固定資産	減価償却期間の短縮 或いは加速減価償却を認める
特定6業種に属する 小規模企業	2014年1月1日以降、 新たに購入し、研究及び 生産経営に共用する計測 器、設備	単価が100万円を超えない場合、 当期費用に一括計上し、 課税所得計算時の控除(損金算入)を認める 単価が100万円を超える場合、 減価償却期間の短縮 或いは加速減価償却ができる

<sup>8</sup> 根拠規定:「企業所得税法」(第32条)、「企業所得税法実施条例」(第98条)。

<sup>9</sup> 参照規定:「企業の固定資産の加速減価償却の所得税処理に関する問題についての通知」(国税発[2009]81号)。

<sup>10</sup> 参照規定:「ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を更に奨励する企業所得税政策に関する通知」(財税[2012]27号)。

<sup>11</sup> 研究開発企業の研究開発費に対する減価償却の追加控除措置等も規定されている。

(2) 全ての業種に対し、認められる償却方法

全ての業種の企業に対し、2014年1月1日以降に新規購入する研究開発に用いる計測器・設備や少額設備について、以下の優遇措置を定めています。

対象企業	対象設備	減価償却の方法
全ての企業	2014年1月1日以降、新たに購入し、研究開発に使用する計測器、設備	単価が100万円を超えない場合、当期費用に一括計上し、課税所得計算時の控除(損金算入)を認める 単価が100万円を超える場合、減価償却期間の短縮 或いは加速減価償却ができる
	単価が5,000元以下の固定資産	当期費用に一括計上し、課税所得計算時の控除(損金算入)を認める

上記(1)、(2)を纏めると、以下の通りとなります。

固定資産の 使用目的	固定資産金額	対象業種ごとの減価償却方法		
		6業種 (小規模企業以外)	6業種 (小規模企業)	全業種
研究開発専用	100万円超	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能
	100万円以下	一括償却が可能 (減価償却期間の短縮 /加速減価償却も可能)	一括償却が可能	一括償却が可能
研究開発と経 営共用	100万円超	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能	—
	100万円以下	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能	一括償却が可能	—
上記以外の目 的に使用	100万円超	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能	—	—
	100万円以下	減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能	—	—
少額固定資産	5,000元以下	—	—	一括償却が可能

### (3) 減価償却の方法

#### ① 一般的な減価償却：

現行の「企業所得税法実施条例」(第 60 条)に基づき、定額法により減価償却を行い、その最短耐用年数は以下の通りです。

➤ 建物、構築物:20 年
➤ 飛行機、列車、船舶、機器、機械及びその他の生産設備:10 年
➤ 生産経営に関連する器具、工具、家具等:5 年
➤ 飛行機、列車、船舶以外の運輸工具:4 年
➤ 電子設備:3 年

#### ② 加速減価償却：

上記(1)“特定 6 業種”及び(2)“全ての業種”のいずれにおいても、減価償却期間を短縮する場合には「企業所得税法実施条例」(第 60 条)では減価償却期間の 60%を下限にすると定めています。また、加速減価償却を使用する場合、200%定率法或いは級数法のいずれかを採用します。なお、200%定率法或いは級数法による計算方法は、以下の通りに定められています<sup>12</sup>。

200%定率法	級数法
減価償却率(年) = $2 \div$ 見積使用寿命(年) × 100%	減価償却率(年) = 使用可能年数 ÷ 見積使用寿命の年数の総和 × 100%
減価償却率(月) = 減価償却率(年) ÷ 12	減価償却率(月) = 減価償却率(年) ÷ 12
減価償却月額 = 固定資産の月初簿価 × 減価償却率(月)	減価償却月額 = (固定資産原価 - 見積残存価額) × 減価償却率(月)

また、75 号通知に定めのない固定資産の加速減価償却における企業所得税の取扱いは、引続き「企業所得税法」、「企業所得税法実施条例」及びこれらの関連規定に従います。

## 2. 留意事項

75 号通知により加速減価償却の範囲が拡大しましたが、当該優遇措置を享受するための具体的な手続き方法は、同通知には定められていません。但し、固定資産の加速減価償却に係る企業所得税の処理について定めた国税発[2009]81 号では、加速減価償却を行う場合には固定資産の取得後 1 ヶ月以内に主管税務機関宛への届出を要求すると共に、当該提出書類についての具体的な定めもあります。75 号通知は、財政部と国家税務総局による連名通知ですが、今後、国家税務総局による実務操作を含む補充規定の公布が望まれます。

また、75 号通知は税法上の加速減価償却について定めたものであり、合理的な見積耐用年数及び見積残存価額により減価償却処理を行う会計処理とは差異が生じる可能性のある点にも留意が必要です。

<sup>12</sup> 200%定率法或いは級数法の詳細は、国税発[2009]81 号に規定されている。

### 3. 参考資料:小規模企業の定義

「中小企業区分基準規定」により、業種ごとに小規模企業(中国語:小型企業)の該当要件が定められており、具体的には下表の要件のいずれか1つ以上を満たしていれば小規模企業に該当します。

業種	従業員数	営業収入	総資産額
農林漁業	—	500万元未満	—
工業	300人未満	2,000万元未満	—
建設業	—	6,000万元未満	5,000万元未満
卸売業	20人未満	5,000万元未満	—
小売業	50人未満	500万元未満	—
交通運輸業	300人未満	3,000万元未満	—
倉庫業	100人未満	1,000万元未満	—
郵政業	300人未満	2,000万元未満	—
旅館業	100人未満	2,000万元未満	—
飲食業	100人未満	2,000万元未満	—
IT業	100人未満	1,000万元未満	—
ソフトウェア・ 情報技術サービス業	100人未満	1,000万元未満	—
不動産開発業	—	1,000万元未満	5,000万元未満
不動産管理業	300人未満	1,000万元未満	—
リース・ 商業サービス業	100人未満	—	8,000万元未満
その他	100人未満	—	—

## 会計情報

### 新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第9回

#### 未払有給休暇 改訂「企業会計準則第9号－従業員給付」の詳細解説

#### 1. はじめに

2014年1月に改訂され2014年12月決算から適用されている「企業会計準則第9号－従業員給付」(以下、「改訂9号準則」)では、従来、明確に規定されていなかった有給休暇に係る会計処理が会計準則の本文において定められました。また、改訂9号準則応用指南では、未払有給休暇の会計処理が設例とともに説明されていますので、その内容について解説します。

なお、有給休暇に係る会計処理は、多くの日系企業に影響すると思われることから、早めに担当の会計監査人と協議することが望ましいと思われます。

#### 2. 有給休暇の種類

有給休暇は、その性質により以下の2種類に分けられます。

累積有給休暇	当期中に使用しなかった有給休暇の権利を翌期以降に繰り越し使用することができる有給休暇。
非累積有給休暇	当期中に使用しなかった有給休暇の権利を翌期以降に繰り越すことができず消滅し、従業員が退職しても現金給付を受ける権利のない有給休暇。

#### 3. 有給休暇の会計処理

##### (1) 累積有給休暇

企業は、従業員が役務を提供し将来使用できる有給休暇の権利が増加した時点で累積有給休暇に関連する従業員給付を認識する必要があります。

－設例－

前提条件：

a.	従業員 1,000 名。
b.	毎期 5 日の年次有給休暇を付与。
c.	未使用の年次有給休暇は翌期 1 年間のみ繰越可能。
d.	従業員が退職する際、未使用の年次有給休暇に対して現金給付を受ける権利はない。
e.	年次有給休暇利用時は、当年度付与分から使用し、当年度分で不足する場合、前期から繰り越している年次有給休暇を使用。
f.	2014 年 1 月 1 日から年間 5 日の年次有給休暇を付与。 2014 年 12 月 31 日時点で従業員一人当たり未使用有給休暇が 2 日あり。
g.	全従業員 (1,000 名) の 2015 年の年次有給休暇使用見込み： うち 950 名の年次有給休暇使用見込みは 5 日以下。(*1) 残り 50 名(すべて管理部門人員で、1 日当たり給与は 500 元とする)の年次有給休暇の利用見込みは 6.5 日。(*2)

## 解説

2014年に付与され使用された年次有給休暇に関連する従業員給付は、月々の給与に含めて費用処理されています。また、2014年に付与されたものの未使用のまま翌期に繰り越され翌期に使用が見込まれる年次有給休暇に関連する従業員給付を2014年の費用として処理する必要があります。

① 2014年12月31日時点で翌期に使用が見込まれる年次有給休暇日数:	50人 × (6.5日 - 5日) = 75日 (前提条件e.g.)
② 1日当たり給与:	500元(前提条件g.)
③ 未払有給休暇 = ① × ②	75日 × 500元 = 37,500元

## 仕訳

(借方)		(貸方)	
管理費用	37,500元	未払従業員給付	37,500元

なお、税効果は考慮していません。

## 補足説明

- \*1 2015年の年次有給休暇使用見込みが5日以下であれば、前提条件e.から、すべて2015年付与されたものを使用することになるため、2014年から繰り越した年次有給休暇は使用されないこととなります。
- \*2 2015年の年次有給休暇使用見込みが6.5日であれば、前提条件e.より2015年付与分から5日、2014年から繰り越した年次有給休暇から1.5日を使用することとなります。

## (2) 非累積有給休暇

中国では、通常、結婚休暇、出産休暇、忌引休暇、帰省休暇、有給疾病休暇等が非累積有給休暇に該当します。

これらの非累積有給休暇は、従業員の役務提供に応じて与えられる福利厚生が増加するわけではないことから、非累積有給休暇を取得していない段階では、関連する費用や負債を認識する必要はなく、実際に休暇を取得した会計期間に非累積有給休暇に関連する従業員給付を認識することとなります。

通常、非累積有給休暇に関連する従業員給付は、すでに企業が定期的に支払う給与等の報酬に含まれているため、特別な帳簿処理は不要です。



執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也、古谷 純子、西村 美香  
監修: 有限責任監査法人トーマツ 三浦 智志、鄭 林根 / 税理士法人トーマツ 大久保 恵美子  
執筆協力: デロイト中国ほか

## 中国業務に関する主なお問合せ先

### 有限責任監査法人トーマツ

#### 本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟  
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346  
(中国室) 三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 古谷 純子 / 西村 美香 / 永井 綾子

#### 名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5  
名古屋ダイヤビルディング3号館  
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548  
高橋 寿佳 / 前田 勝己

#### 福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ  
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035  
只隈 洋一

#### デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085  
林 和彦 / 三好 高志

#### デロイト中国各拠点案内

##### 上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.  
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003  
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎  
大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

##### 大連事務所

Room 1503 Senmao Building  
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.  
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297  
田中 昭仁

##### 広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,  
510620 P.R.C.  
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119  
前川 邦夫

##### 蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,  
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C  
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338  
滝川 裕介

##### ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road  
Nangang District Harbin 150090, PRC  
Tel: +86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

##### 成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,  
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC  
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

##### 杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road  
Hangzhou, 310013, PRC  
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

##### 廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District  
Xiamen, 361001, PRC  
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: + 86-592-2107-259

##### マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N  
43-53A Av. do. Infante D. Henrique  
Macau, PRC  
Tel: +853-2871-2998 / Fax: + 853-2871-3033

#### 大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング  
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039  
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 栗野 清仁  
谷口 直之(ERS)

#### 税理士法人トーマツ

##### 東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801  
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

#### デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-5220-8600 / Fax: 03-5220-8601  
野村 修一

##### 北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,  
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.  
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218  
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

##### 天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1  
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.  
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699  
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

##### 深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,  
Shenzhen, 518010 P.R.C.  
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222  
大塚 武司

##### 香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong  
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597  
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行  
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

##### 済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,  
Jinan 250011, PRC  
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: + 86-531-8518-1068

##### 重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing  
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 P.R.C  
Tel: +86-23-6310- 6206/ Fax: + 86-23-6310-6170

##### 南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza  
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC  
Tel: + 86-25-5790 -8880/ Fax: +86-25-8691-8776

##### 武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower  
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC  
Tel: + 86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**